

四日市市告示第582号

四日市市農業委員会の委員の選任に関する規則（平成28年規則第79号）第4条第1項の規定により委員の推薦の求め及び募集に必要な事項を定めたので、別紙のとおり告示する。

令和7年12月19日

四日市市長 森 智 広

(商工農水部農水振興課)

四日市市農業委員会委員募集要項

1. 目的

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）に基づき、四日市市農業委員会の委員を募集する。

2. 業務概要

- ・農地法等によりその権限に属した事項
- ・農地利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更
- ・農地の権利移動の許可、農用地利用集積等促進計画の決定
- ・農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定
- ・農地利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定

3. 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

4. 身分及び報酬

四日市市の特別職の非常勤職員として、月額28,900円

5. 募集人数

19人（法第8条第6項に基づく、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者1名を含む）

農業委員に推薦又は応募をされた人は、農地利用最適化推進委員にも推薦又は応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

6. 推薦を受ける者又は応募できる者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当するものとします。

- ・原則として四日市市に住所を有する者
- ・四日市市の一般職の職員でない者

※次に該当する者については、募集に応じる資格がありませんのでご注意ください。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7. 推薦及び応募に係る手続等

所定の推薦書又は応募申込書に必要事項を記入の上、提出してください。

- ① 個人（農業者等）が推薦する場合（第1号様式）
- ② 法人又は団体が推薦する場合（第2号様式）
- ③ 応募（自薦）の場合（第3号様式）

8. 募集の期間

令和7年12月19日（金）午前8時30分～令和8年1月13日（火）午後5時15分までの間、四日市市商工農水部農水振興課又は農業委員会事務局に、持参又は郵送により提出してください。

※可能な限り、推薦を受ける者又は応募する者本人がご持参ください。ただし、持参

される場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に提出することはできません。

※郵送される場合、令和 8 年 1 月 13 日必着です（消印有効ではありません）。また、封筒の表面に「農業委員募集関係書類在中」と朱書きしてください。

※期間終了後、募集人数に満たない場合は、募集期間の延長をします。この場合、四日市市のホームページでお知らせします。

9. 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間（1月初旬）と期間の終了後（1月中旬）に、四日市市のホームページで公表します。公表内容は、推薦書及び応募申込書に記載された住所及び連絡先以外のすべてとなります。

10. 選考方法、結果及び任命

応募者が募集人数を超えた場合その他必要と認める場合には、四日市市農業委員会委員候補者選考委員会において候補者を選考し、市長が選任のうえ、市議会の同意を得て、市長が任命します。選考結果は、3月下旬に四日市市のホームページで公表します。

※法律の規定により選考にあたっては、次の条件があります。

- ・認定農業者等が農業委員の過半を占めること（10名以上）。
- ・農業委員会の所掌する事務について利害関係のない人（1名）を含めること。
- ・委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

※認定農業者等とは、四日市市が定める農業経営基盤強化促進基本構想で示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、その計画について四日市市等の認定を受けた農業者または法人の役職員等です。

11. 記入上の注意

推薦書及び応募申込書の記入にあたっては、次のことに注意してください。

- ・「経歴」、「農業経営の状況」、「抱負等」、「推薦理由」は詳しく記入してください。枠内に記入できない場合は、別紙（任意様式）に記入して提出してください。「経歴」欄には、農業に関連する経歴も記入してください。
- ・提出する書類が2枚以上になる場合は、ホチキス止めしてください。

12. その他

- ・推薦及び応募に要する費用は、すべて申し込みをされた方の負担となります。また、提出された書類は、一切返却いたしません。
- ・追加の提出書類や説明を求める場合があります。
- ・ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。

問い合わせ・提出先

四日市市商工農水部農水振興課（市役所 7 階）

四日市市農業委員会事務局（市役所 7 階）

〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号

電話番号 059-354-8180 又は 059-354-8271